

令和2年度から

『香川県広域水道企業団

西讃ブロック統括センター』



がスタートします

市民の皆さまには、香川県広域水道企業団の運営につきまして、平素からご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

平成29年11月、香川県と県内16市町の水道事業を統合した香川県広域水道企業団が発足し、平成30年4月から、三豊市水道局の業務は、香川県広域水道企業団三豊事務所に引き継がれました。

そして令和2年度からは、現在ある16事務所を5つに統合した「ブロック統括センター」が新しく設置されます。三豊事務所は観音寺事務所とともに「香川県広域水道企業団西讃ブロック統括センター」となり、観音寺市にある三豊合同庁舎3階で業務を行います。（移転は令和2年5月頃を予定しています）

このことから、現在、三豊市役所市民課及び各支所（出張所）で取り扱いをしている、料金の支払いや納付書の再発行、開閉栓や名義変更等の手続きは、令和2年3月31日でその窓口業務を終了することになります。そのため令和2年4月1日から、料金の支払いや各種手続きについては、お客さまセンター（三豊合同庁舎3階に移転するまでは、豊中町にある現在の料金センター）もしくは、同日に三豊市役所西館に開設する、お客さまセンター分室をご利用していただくこととなります。

水道事業の経営環境がますます厳しくなる中、広域化を進めることで運営基盤の強化を図るとともに、将来的には水道料金を統一するなど、サービスの平準化に努めてまいります。以上の趣旨をご理解いただきご協力をお願い申し上げます。

問い合わせ先

香川県広域水道企業団三豊事務所

三豊市豊中町本山甲1810-1 電話 0875-62-1133

令和2年4月からの主な変更点について



- ① 観音寺市の三豊合同庁舎3階に開設する「香川県広域水道企業団西讃ブロック統括センター及びお客さまセンター(現在の料金センター)」の移転は、令和2年5月頃の予定となっています。それまでは、現在の三豊市豊中町で業務を行います。
- ② これまで、三豊市役所市民課及び各支所(出張所)で取り扱いをしていた窓口業務は、令和2年3月31日をもって終了となります。令和2年度からは、お客さまセンター(年度当初は現在の豊中町)と4月1日に開設するお客さまセンター分室(三豊市役所西館)の2か所で行うこととなります。

用 件	これからの取り扱い
料金の支払い	お客さまセンター(分室)、金融機関、コンビニ、郵便局(令和2年度からの新しい納付書のみ対応)
納付書の再発行	お客さまセンター(62-2142)に連絡をしてください。郵便で送付します。
開閉栓の手続き、名義変更の手続き その他の問い合わせ	お客さまセンター(62-2142)に連絡をしてください。電話で手続きができます。

- ③ 現在、水道メーターの検針業務は毎月行っていますが、令和2年度からは企業団統一の隔月検針に変更となります。そのため、年6回の検針、年6回の請求となります。検針月は下記のとおり、北部と南部で区割りをしています。

- 奇数月の検針・・・【北部】 三野町、詫間町、仁尾町
- 偶数月の検針・・・【南部】 高瀬町、山本町、豊中町、財田町

令和2年4月検針のみ
3月使用分の1ヶ月の
請求となります。

- ④ 水道料金の支払いについては、口座振替のほか、金融機関・コンビニに加え、令和2年度からは郵便局(令和2年度からの新しい納付書のみ対応)での支払いも可能となります。またクレジットカードも利用できるようになります。

支払方法	これからの取り扱い
口座振替	振替日は検針月の翌月15日となります。※
納付書	検針月の月末に郵送します。お客さまセンター(分室)及び金融機関等でお支払いができます。納期限は翌月の15日となります。※
クレジットカード	パソコンやスマートフォンから「Yahoo! 公金支払い」サイトにアクセスし、手続きを行ってください。その際には、令和2年度からの検針票に記載した「確認番号」「お客様番号」が必要となります。 対応カード ■VISA ■MasterCard ■JCB ■Diners Club ■AMERICAN EXPRESS

※15日が土曜日曜、祝日の場合は翌営業日となります。